

岡山市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則を次のように定める。

平成14年 5月29日

岡山市長 萩原誠司

岡山市規則第113号

岡山市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「法」という。)の施行については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(平成12年政令第495号)、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成14年国土交通省令第17号。以下「省令」という。)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年国土交通省・環境省令第1号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(届出書等の添付図書及び提出部数)

第2条 法第10条に規定する届出は、省令第2条に定めるもののほか、工事の場所を明示した位置図を添付して行うものとする。

2 法第10条第1項又は第2項の規定により、市長に届け出る届出書(添付書類を含む。)又は変更届出書(添付書類を含む。)の部数は、正本及び副本各1通とする。

(通知書の書式及び提出部数)

第3条 法第11条に規定する通知の書式は、様式第1号のとおりとする。

2 法第11条の規定により、市長に通知する通知書(添付書類を含む。)の部数は、正本及び副本各1通とする。

(身分証明書)

第4条 法第43条第2項に規定する身分を示す証明書は、様式第2号のとおりとする。

附則

この規則は、平成14年5月30日から施行する。

* 様式省略